

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条に基づき、出席停止を指示します。医師と相談の上、適切な処置をとるようご配慮ください。なお、登校する際は、必ず医療機関で「出席停止証明書」を記入してもらい、学校へ提出してください。

また、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患の場合は、「出席停止報告書（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）」をご使用ください。

出席停止期間の基準は、次のとおりです。

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

出席停止証明書

生徒氏名	生徒番号				
	1	A	0	1	
病名					
期間	令和	年	月	日	～ 令和
連絡事項					

令和 年 月 日

医療機関名

医師名